

議案第 9 1 号

三田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

三田市立保育所条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市立保育所条例の一部を改正する条例

三田市立保育所条例（昭和33年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（保育料）

第5条 保育料は、88,400円を限度として、保育所に在所する者に係る支給認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。）の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。

付 則

この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。